**平成２２年（フ）第２２号**
埼玉県三郷市上彦名254番地１
債務者　垂見ユリ子
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第２３号**
埼玉県春日部市豊野町１丁目８番地26
債務者　堀内　金夫
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第２４号**
埼玉県春日部市豊野町１丁目８番地26
債務者　堀内むつ美
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第３１号**
埼玉県八潮市大字南川崎195番地７
債務者　石川　有子
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第４０号**
埼玉県草加市松原４丁目Ｄ８番205号
債務者　岩佐　健二
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第５１号**
埼玉県草加市弁天１丁目６番８号ゾンネンハイムアマノ204号
債務者　南條　　健
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第８５号**
福岡市早良区早良６丁目21番35号
債務者　前田　　清
１　決定年月日時　平成22年２月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第３８１４号**
札幌市白石区本郷通８丁目北８番７号　サンハウス白石205号
債務者　大谷　修平
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第４１２４号**
札幌市白石区川北１条３丁目５番12号
債務者　古江　潤三
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第４１２５号**
札幌市白石区川北１条３丁目５番12号
債務者　古江優美子
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第４１９６号**
札幌市中央区南23条西15丁目１番21―516号
債務者　小澤　昭仁
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第４２１７号**
札幌市厚別区厚別東５条８丁目１番１―210号
債務者　野崎　宏治
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第４２１８号**
札幌市厚別区厚別東５条８丁目１番１―210号
債務者　野崎　由香
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第４３０６号**
札幌市手稲区曙１条１丁目１番75号　ル・シャトー106号
債務者　山田　慎二
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第４３０７号**
札幌市手稲区曙１条１丁目１番75号　ル・シャトー106号
債務者　山田　元江
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第４４１２号**
北海道石狩市花川南３条２丁目90番地
債務者　和田　　透
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第４４１３号**
北海道石狩市花川南３条２丁目90番地
債務者　和田　知美（旧姓澤田）
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第４４１４号**
札幌市白石区川下４条５丁目２番３号
債務者　山田　克治
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部